

田無交通安全情報



令和2年2月
田無警察署

防ごう!! 自転車の交通事故 重傷事故発生!



令和2年2月26日 午後2時53分頃

東久留米市内の信号機のある交差点で、乗用自動車と自転車が衝突する交通事故が発生しました。

* 概要図は、事故当時者の実際の責任や過失の軽重を表すものではありません。

みなさん、一人一人が気を付けましょう!

横断歩道を渡るとき
運転手と目を合わせる
「アイコンタクト」
にこころがけ、事故に遭わ
ないようにしましょう。



交通事故の多くが交差点での事故。一時停止標識のある場所では停止線の手前で必ず止まり、左右の安全確認をしっかりと!

歩道は歩行者優先! 自転車は歩道の中央から車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。



自転車利用中の対人賠償保険事故に備える保険等に参加している必要があります!(令和2年4月1日から)

東京都では、条例※を改正し、自転車利用中の事故により、他人に怪我をさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等への加入が義務となります。(令和2年4月1日から)

